

告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中井松伏線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北葛飾郡松伏町田島南一番一地从先から 同郡同町田島南一番一地从先まで		区 間
一〇・七五 一〇・七五 一一・〇〇	一〇・七五 一四・二五	敷地の幅員 (メートル)
一〇・七〇		延長 (メートル)
令和二年八月十日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の変更である。		備考